

経 第 3 5 8 号
令和3年6月30日

各関係団体の長 様

千葉県商工労働部長
(公印省略)

まん延防止等重点措置を講じるべき区域の変更について（通知）

日頃、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御協力いただきありがとうございます。

令和3年6月18日の第31回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて、感染状況等を踏まえ、措置区域の見直しの検討を行うこととしたところです。

これを受け、令和3年6月30日の第32回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に成田市を加えること等を決定し、別添のとおり報道発表しました。

つきましては、当該報道発表の内容について、貴団体の会員に対して速やかに周知いただきますようお願いいたします。

なお、要請内容については変更ありませんので、詳細は以下の千葉県ホームページを参照ください。

感染再拡大を何としても抑えるため、一層の御理解・御協力をお願いします。

【千葉県ホームページ】

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について（6月18日）

URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti39.html>

(連絡先)

千葉県商工労働部経済政策課政策室

電話 : 043-223-2769

E-mail : keisei11@mz.pref.chiba.lg.jp